

収納管理WT議事（令和6年7月17日～令和6年7月23日）
②仕様書改定案（機能要件）に関するご意見

No	業務 (選択区分から選択)	機能ID	意見の分類 (選択区分から選択)	新規意見区分 (選択区分から選択)	要件		意見の根拠	運用想定	実行システム区分 (選択区分から選択)	対応方針		構成員確認 (WT) 要 否 (共有、意見照会、不 要)	詳細	回答集約 (地方団体構成員)	検討結果
					修正前	修正後	詳細			大分類 (反映する、反映しない 要検討)	要件修正方針 (追加、修正、削除、 変更なし、要検討)				
151	収納管理	0140131	②：要件変更	①：新規意見	登録された口座情報に基づき、全期前納もしくは期別を指定し、金融機関別に口座振替依頼データを作成できること。	登録された口座情報に基づき、全期前納もしくは期別を指定し、また、 口座分納の場合は振替月、複数の対象期別、振替金額を指定し、金融機関別に口座振替依頼データを作成できること。	滞納機能ID0150126で「分割納付対象期別を選択できること。金額について任意に設定できること」とあり、0140469で「滞納管理システムから収納管理システムへ以下の情報を連携できること。＜滞納システムから連携される情報＞・分割納付を口座振替で実施するための情報」とあるが、左記修正前の記載では、口座分納の場合の複数にまたがる対象期別、任意に設定された振替月、振替金額に対応できないように見えるため。	口座振替依頼データを作成する際に、口座分納に対応するため。	②：実行システムでカスタマイズを実施している機能	要検討	要検討	意見照会	【確認】 意見のとおり、機能要件：0140469で「滞納管理システムから収納管理システムへ以下の情報を連携できること。＜滞納システムから連携される情報＞・分割納付を口座振替で実施するための情報」とあることから、以下の機能を標準オプション機能として追加する予定ですよろしかったでしょうか。 【標準オプション機能】 分割納付用の口座振替依頼データを作成できること。	(E市)：E市は分割納付用の口座振替依頼データを作成していないため、オプション機能であれば問題ありません。 (K市)：問題ありません。 (C市)：問題ありません。 (I市)：当市においても、相談後の分割納付分の口座振替を実施している。 要件にあるような設定を現在も実施している。当機能は運用上必要と考える。 (B市)：賛成なし (F市)：意見なし (F市)：分納は口座振替の対応をしていません (H市)：問題ありません (D市)：問題ありません (A市)：問題ありません (地方税共同機構)：意見ありません (デジタル庁)：賛成でございます (総務省統括アドバイザー)：意見無し。	確認のとおり、分割納付用の口座振替依頼データ作成に係る機能要件を標準オプション機能として設ける。
180	収納管理	140047	②：要件変更	①：新規意見	一般納付 (OCR・パンチ) の消込処理ができること。本税と延滞金をそれぞれの調定に対して消込処理ができること。消込処理の結果、集計表が出力できること。	一般納付 (OCR・パンチ) の消込処理ができること。本税と延滞金をそれぞれの調定に対して 一括又は個別 に消込処理ができること。 消込処理の結果、集計表が出力できること。	csvデータを使用して一括消込作業を行えないと消込処理の実現が不可能のため、明記していただきたい。	OCRからのデータを一括して消込を行う	①：実行システムでパッケージ標準で実装している機能	反映する	修正	共有	口座振替、年金特徴の消込処理では「消込処理が一括及び個別でできること。」と定義されていることから、表記揺れを解消するため、意見のとおり修正いたします。	(E市)：納付の調定への消込処理の場合、一括処理する条件を自治体で設定できると、業務効率が改善されるかと考えます。 (例・法人市民税の場合) 納付した法人の税名番号、事業年度、金額が調定と一致した場合、申出区分の「予定比」/「みなす」の値は、調定の内容に合わせて消し込む。 (K市)：（意見なし） (C市)：問題ありません (I市)：（意見なし） (B市)：賛成なし (F市)：（意見なし） (H市)：問題ありません (D市)：問題ありません (A市)：問題ありません 意見の根拠・詳細欄の記載は簡略化しすぎたせいや何を伝えたいのかわからないため標準仕様書に反映する場合は見直ししてほしい (地方税共同機構)：（意見なし） (デジタル庁)：（意見なし） (総務省統括アドバイザー)：事務局案に同意する。	確認のとおり、修正する。 なお、E市の意見（一括処理する条件を自治体で設定できる機能も追加する）について、どの消込データを一括処理の対象とするかはパラメータの設定で対応可能と思われるため、対応しない。
207	収納管理	0140430	②：要件変更	①：新規意見	都道府県税と市区町村税と森林環境税について、按分率を指定して日計表/月計表が作成できること。固定資産税・都市計画税も同様で作成できること。	都道府県税と市区町村税と森林環境税について、按分率を指定して日計表/月計表が作成できること。 なお、収納額について都道府県税と森林環境税の金額を按分率を用いて算出した際の端数は切り捨てで処理し、全体の収納額から都道府県税・森林環境税を除いた差額を市区町村税とする。	地方税法第739条の4第2項の規定により市町村が払い込む県民税及び森林環境税に係る地方公共団体の徴収金の確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることとし、また、その金額が1円未満であるときは、その金額を切り捨てることとして取り扱うため。	月に1回、都道府県税及び森林環境税を支払う際に端数処理された金額を払い込むときに利用する。	③：実行システムでは使用していない機能	要検討	要検討	意見照会	【確認】 意見のとおり、当該機能要件に、1円未満の端数処理に係る下記文言を追加してもよろしいでしょうか。 「なお、1円未満の端数を切り捨てられること。」 また考えています。 機能要件の記載より、森林環境税の収納額を管理するのではなく、調定額に対して按分率を元に計算するものと考えておりますが認識相違ないでしょうか。認識相違がある場合は機能説明ページも含めて、森林環境税について按分率に応じた収納額のデータ項目管理が可能かを確認いただければと存じます。 (総務省統括アドバイザー)：意見無し。	確認のとおり、修正する。 なお、デジタル庁の意見について、日計表の作成にあたっては、調定額ではなく、収納額に対して、按分率を基に計算しているが、按分後の金額をデータ処理して保持しているわけではない。計算した結果を単に日計表として出力できれば要件は満たすと考えられるため、データ項目管理に関するページの確認は不要である。	
208	収納管理	0140458	②：要件変更	①：新規意見	個人住民税・森林環境税の按分率、固定資産税・都市計画税の按分した数字で繰越処理ができること。	個人住民税・森林環境税の按分率、固定資産税・都市計画税の按分した数字で繰越処理ができること。 なお、按分した数字は端数処理がなされた金額で行う。	地方税法第739条の4第2項の規定により市町村が払い込む県民税及び森林環境税に係る地方公共団体の徴収金の確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることとし、また、その金額が1円未満であるときは、その金額を切り捨てることとして取り扱うため。	年に2回の決算処理の次年度繰越処理の際に使用する。	③：実行システムでは使用していない機能	要検討	要検討	意見照会	【確認】 意見のとおり、当該機能要件に、1円未満の端数処理に係る下記文言を追加してもよろしいでしょうか。 「なお、1円未満の端数を切り捨てられること。」	確認のとおり、修正する。 また、一部ページより意見のあった、「収納額の按分率をデータ保持する必要はなく、按分した数字を計算する際に端数処理することを懸念している」という記載を備考に追加する。	
211	収納管理	140278	②：要件変更	①：新規意見	確定延滞金算出後であっても、調定異動が発生した場合、確定延滞金の再計算ができること。 再計算される確定延滞金額が職権修正した確定延滞金額と異なる場合、その対象者を把握できること。	確定延滞金算出後であっても、調定異動や 納付額修正、充当の取消等 、確定延滞金計算の根拠となる 調定額、納付日に変更が生じた場合 、確定延滞金の再計算ができること。 再計算される確定延滞金額が職権修正した確定延滞金額と異なる場合、その対象者を把握できること。	延滞金は未納額と未納の期間をもとに算出することになるため、調定異動により調定額（未納額）が変更になるケースのほかに 納付額修正や充当の取消等 により納付日（未納の期間）が変更になるケースにおいても、確定延滞金の再計算が必要となる。	左記のとおり	③：実行システムでは使用していない機能	要検討	修正	意見照会	【確認】 確定延滞金計算後に、調定異動以外のケースで、確定延滞金が発生するケースは運用上想定されておりますでしょうか。運用上想定している場合、それはどのようなケースでしょうか。 ※参考意見 法人市民税において、確定申告後、複数回の更正や確定修正により税額が減額→増額になった場合、手動で延滞金の金額を計算しています。システムで確定延滞金を計算した後でも、手動で延滞金の金額を修正できるようにしていただきたいです。 (K市)：充当取消した場合。 (C市)：現時点でそのような事例はありません。 (I市)：運用上の想定は無いものと判断します。 (B市)：想定していない (F市)：（意見なし） (F市)：今回の意見の根拠にあるケースについて想定してあります (H市)：収納額による場合は想定されます。本市ではゆうちょ銀行の振込用紙にて税目等指定も入金を受け、市において充当先を決めその結果を通知しております。その際に充当先が不備である場合は連絡をもらい充当先を変更するという運用を行っています。（民法第488条） (D市)：・充当処理の際に日付・金額・税目の入力ミスも、後で訂正する場合があります。 ・差し押さえ分の消込後に、納付日を間違えて伝えられており、実額は別日であるので訂正してほしいと思われる場合がある。 (差し押さえ分は収納係より納付日を手書きで記入したOCRを受け取る) (A市)：納付額や納付年月日の誤入力があった場合は調定異動以外の訂正を可能性はあり得ると判断する (地方税共同機構)：意見ありません。 (デジタル庁)：市町村の税業務に関する事項のため、制度所管省庁において適切にご判断いただければ、当庁から意見はございません。 (総務省統括アドバイザー)：意見無し。	調定異動以外の事由で、確定延滞金の再計算を実施しているケースを確認したが、「機能ID：0140270」で対応可能と思われるため機能要件の修正は行わない。	
212	収納管理		①：要件追加	①：新規意見	-	本税完納後（確定延滞金算出後）に納付額修正や充当の取消等により未納額が発生した場合、確定延滞金の設定が取り消されること。 確定延滞金の設定が取り消された場合、その対象者を把握できること。	本税完納後（確定延滞金算出後）に納付額修正や充当の取消等により未納額が発生した場合には、その未納分が納付されることによって本税完納となった時に改めて確定延滞金を計算する必要があることから、未納額が発生した時点で確定延滞金の設定を取り消す必要がある。	左記のとおり	③：実行システムでは使用していない機能	要検討	追加	意見照会	No.211と同様	No.211と同様	No.211と同様

③仕様書改定案（修正案等）に関する意見

No	業務 （選択から選択）	仕様書改定案の対象 （選択から選択）	修正案ID	修正案名	項目番号	項目名称	意見の分類 （選択から選択）	新規意見区分 （選択から選択）	要件		意見の根拠		運用想定	現行システム区分 （選択から選択）	対応方針				回答集約（地方団体職員）	検討結果
									修正前	修正後	分類（選択から選択）	詳細			大分類 （反映する、反映しない、要検討）	要件修正方針 （追加、修正、削除、変更なし、要検討）	構成員確認（WT）要否 （共有、意見照会、不要）	詳細		
122	収納管理	修正案要件	0140076	還付充当通知書 (2枚出力)			⑤：表現の見直し	①：新規意見	【備考欄】 なお、修正案ID0140076還付充当通知書と修正案ID0140148還付充当通知書はいずれも実装必須修正案であるが、いずれか一方の修正案を実装していれば要件を満たしているものとする。	【備考欄】 なお、修正案ID0140076還付充当通知書と修正案ID0140149還付充当通知書はいずれも実装必須修正案であるが、いずれか一方の修正案を実装していれば要件を満たしているものとする。	②：業務精度向上	修正案ID記載ミスと思われるため。 ※修正案ID0140148は確定延滞金対象者一覧を指している。	運用にかかると意見ではないため記載無い。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している修正案	反映する	修正	共有	修正案ID記載ミスのため意見のとり修正いたします。	(E席)：（意見なし） (K席)：（意見なし） (C席)：問題ありません。 (T席)：（意見なし） (B席)：左記のとおりで良い。 (J席)：（意見なし） (F席)：（意見なし） (H席)：問題ありません。 (D席)：問題ありません。 (A席)：問題ありません。 (地方税務局関係)：（意見なし） (デジタル庁)：（意見なし） (総務省統括アドバイザー)：（意見なし）	確認の通り修正する。
123	収納管理	修正案要件	0140148	還付充当通知書 (1枚出力)			⑤：表現の見直し	①：新規意見	【備考欄】 なお、修正案ID0140076還付充当通知書と修正案ID0140148還付充当通知書はいずれも実装必須修正案であるが、いずれか一方の修正案を実装していれば要件を満たしているものとする。	【備考欄】 なお、修正案ID0140076還付充当通知書と修正案ID0140149還付充当通知書はいずれも実装必須修正案であるが、いずれか一方の修正案を実装していれば要件を満たしているものとする。	②：業務精度向上	修正案ID記載ミスと思われるため。 ※修正案ID0140148は確定延滞金対象者一覧を指している。	運用にかかると意見ではないため記載無い。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している修正案	反映する	修正	共有	修正案ID記載ミスのため意見のとり修正いたします。	(E席)：（意見なし） (K席)：（意見なし） (C席)：問題ありません。 (T席)：（意見なし） (B席)：左記のとおりで良い。 (J席)：（意見なし） (F席)：（意見なし） (H席)：問題ありません。 (D席)：問題ありません。 (A席)：問題ありません。 (地方税務局関係)：（意見なし） (デジタル庁)：（意見なし） (総務省統括アドバイザー)：（意見なし）	確認の通り修正する。
271	収納管理	修正案レイアウト	140111	督促状兼納付書 （軽自動車税）	6	課税内容	⑤：表現の見直し	①：新規意見	固定資産税	軽自動車税	②：実行事務処理・実行機能の改善	修正案種別と記載内容の記載。 ※左記分類は正しくない。	運用想定に対する意見ではないため削除。	②：現行システムでカスタマイズを実施している修正案	反映する	修正	共有	意見の通り修正いたします。	(E席)：（意見なし） (K席)：（意見なし） (C席)：問題ありません。 (T席)：（意見なし） (B席)：左記のとおりで良い。 (J席)：（意見なし） (F席)：（意見なし） (H席)：問題ありません。 (D席)：問題ありません。 (A席)：問題ありません。 (地方税務局関係)：（意見なし） (デジタル庁)：（意見なし） (総務省統括アドバイザー)：（意見なし）	確認の通り修正する。
272	収納管理	修正案要件		還付充当通知書 (2枚出力)			⑤：表現の見直し	①：新規意見	【備考欄】 なお、修正案ID0140076還付充当通知書と修正案ID0140148還付充当通知書はいずれも実装必須修正案であるが、いずれか一方の修正案を実装していれば要件を満たしているものとする。	【備考欄】 なお、修正案ID0140076還付充当通知書と修正案ID0140149還付充当通知書はいずれも実装必須修正案であるが、いずれか一方の修正案を実装していれば要件を満たしているものとする。	②：業務精度向上	修正案ID記載ミスと思われるため。 ※修正案ID0140148は確定延滞金対象者一覧を指している。	運用にかかると意見ではないため記載無い。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している修正案	反映する	修正	共有	修正案ID記載ミスのため意見のとり修正いたします。	(E席)：（意見なし） (K席)：（意見なし） (C席)：問題ありません。 (T席)：（意見なし） (B席)：左記のとおりで良い。 (J席)：（意見なし） (F席)：（意見なし） (H席)：問題ありません。 (D席)：問題ありません。 (A席)：問題ありません。 (地方税務局関係)：（意見なし） (デジタル庁)：（意見なし） (総務省統括アドバイザー)：（意見なし）	確認の通り修正する。
273	収納管理	修正案要件		還付充当通知書 (1枚出力)			⑤：表現の見直し	①：新規意見	【備考欄】 なお、修正案ID0140076還付充当通知書と修正案ID0140148還付充当通知書はいずれも実装必須修正案であるが、いずれか一方の修正案を実装していれば要件を満たしているものとする。	【備考欄】 なお、修正案ID0140076還付充当通知書と修正案ID0140149還付充当通知書はいずれも実装必須修正案であるが、いずれか一方の修正案を実装していれば要件を満たしているものとする。	②：業務精度向上	修正案ID記載ミスと思われるため。 ※修正案ID0140148は確定延滞金対象者一覧を指している。	運用にかかると意見ではないため記載無い。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している修正案	反映する	修正	共有	修正案ID記載ミスのため意見のとり修正いたします。	(E席)：（意見なし） (K席)：（意見なし） (C席)：問題ありません。 (T席)：（意見なし） (B席)：左記のとおりで良い。 (J席)：（意見なし） (F席)：（意見なし） (H席)：問題ありません。 (D席)：問題ありません。 (A席)：問題ありません。 (地方税務局関係)：（意見なし） (デジタル庁)：（意見なし） (総務省統括アドバイザー)：（意見なし）	確認の通り修正する。
284	収納管理	修正案要件	0140076、 0140149、 0140150、 0140151	還付充当通知書 (1枚出力) など			⑤：表現の見直し	①：新規意見	備考欄などに"140148"とでとくる	"140149"に修正			②：現行システムでカスタマイズを実施している修正案	反映する	修正	共有	修正案ID記載ミスのため意見のとり修正いたします。	(E席)：（意見なし） (K席)：（意見なし） (C席)：問題ありません。 (T席)：（意見なし） (B席)：左記のとおりで良い。 (J席)：（意見なし） (F席)：（意見なし） (H席)：問題ありません。 (D席)：問題ありません。 (A席)：問題ありません。 (地方税務局関係)：（意見なし） (デジタル庁)：（意見なし） (総務省統括アドバイザー)：（意見なし）	確認の通り修正する。	
336	収納管理	修正案レイアウト	0140041	再照会のお知らせ （汎用版）	25	口座番号	②：要件変更	①：新規意見	No.23～25の修正案レイアウト上での順番が、口座種別、口座名義人、口座番号の順となっている。	No.23～25の修正案レイアウト上での順番が、口座種別、口座番号、口座名義人の順とする。	②：広域サービス向上	当該項目が他修正案と記載順が異なる。		反映する	修正	共有	修正案レイアウト、修正案項目番号・請求表について、意見のとり、「再照会のお知らせ（汎用版）」の出力順序を修正していただいた。の、口座種別、口座番号、口座名義人の記載順を修正いただいた。なお、適合基準日は9年4月1日としている。	(E席)：（意見なし） (K席)：（意見なし） (C席)：問題ありません。 (T席)：（意見なし） (B席)：左記のとおりで良い。 (J席)：（意見なし） (F席)：（意見なし） (H席)：問題ありません。 (D席)：問題ありません。 (A席)：問題ありません。 (地方税務局関係)：（意見なし） (デジタル庁)：（意見なし） (総務省統括アドバイザー)：（意見なし）	確認の通り修正する。 なお、一部団体よりワンダへの影響が大きいため、問題ない意見があるが、適合基準日を令和9年4月1日としているので、問題ないと思われる。	

337	収納管理	帳票レイアウト	0140043	両面印のお知らせ (注意はがき)	26	口座番号	⑦：要件変更	⑧：新規意見	No.24～26の帳票レイアウト上での順番が、口座種別、口座名義人、口座番号の順となっている。	No.24～26の帳票レイアウト上での順番が、口座種別、口座番号、口座名義人の順とする。	※：住民サービス向上	当該項目が他帳票と記載順が異なる。					共有	帳票レイアウト、帳票印字項目・請求書について、意見のとり、「両面印のお知らせ（汎用紙）」の、口座種別、口座番号、口座名義人の記載順を修正いたします。なお、適合基準日は9年4月1日とします。	(E席)：（意見なし） (K席)：（意見なし） (C席)：問題ありません。 (I席)：（意見なし） (B席)：左記のとおりで良い。 (J席)：（意見なし） (F席)：（意見なし） (H席)：問題ありません。 (D席)：問題ありません。 (A席)：問題ありません。 レイアウトの変更はページへの影響が大いため口座種別、口座番号、口座名義人の記載順を修正していただき、全席的に認識、本納付にしたい。 (地方税利用権限)：（意見なし） (デジタル庁)：（意見なし） (総務省統括アドバイザー)：（意見なし）	確認の通り修正する。 なお、一部の団体よりヘンダへの影響が大きいため、問題があると意見があるが、適合基準日を令和9年4月1日としているので、問題ないと思われる。
338	収納管理	帳票印字項目・請求書	0140105	督促状兼納付書 (法人住民税) (専用紙)	6	督促状本文	⑦：要件変更	⑧：新規意見	桁数が 37	桁数が 50	※：住民サービス向上	他の税目の帳票レイアウトと文言を合わせる場合、文字数が足りなくなる恐れがある。					共有	意見の通り桁数を修正いたします。	(E席)：（意見なし） (K席)：（意見なし） (C席)：問題ありません。 (I席)：（意見なし） (B席)：左記のとおりで良い。 (J席)：（意見なし） (F席)：（意見なし） (H席)：問題ありません。 (D席)：問題ありません。 (A席)：問題ありません。 当帳票に際らず、文字数規定の帳票が不明確で実務では足りなくなる恐れがある。 全席的に文字数や文字の大きさは任意として、印字領域内に納まるよう文字を印刷するは改善です。なお、全席的に認識、本納付にしたい。 (地方税利用権限)：※当該対応方針に関する内容ではなく恐縮ですがコメントを記載させていただきます。 他税目の督促状兼納付書には存在している「地方税統一QRコード」「eL-QR」「eLマーク」の印字項目が法人住民税にはありません。 一方で、申告書まで揃っても記載がなければ確定税額となるため、地方税統一QRコードが付けられるものと認識してのり貼る。 印字項目に追加した時点で必要はないのか、改めてご確認をお願いします。 (デジタル庁)：（意見なし） (総務省統括アドバイザー)：（意見なし）	確認のとおり修正する。 なお、一部の団体から文字数規定の帳票が不明確であるため、全席的に見直しを行い、帳票レイアウトを参考に内容に収まるよう請求書・印字項目で文字数・フォーマットサイズで定義しているため、全席的に認識しは付けたい。 また、地方税統一QRコードに関する事項については、法人住民税で定義する納付書本文は収納管理で定義する納付書を用いると定めていることや、ID0110024の法人住民税納付書の請求書でeL-QRを印字項目として定義していることから対応可能と考える。
340	収納管理	帳票レイアウト	0140134	継続検査用納税 証明書（汎用紙）	17	注意書き	⑦：表現の見直し	⑧：新規意見	【注意書きの内容】 ～賦課期日の属する年度においては滞納がない旨記載されます。	【注意書きの内容】 ～賦課期日の属する年度においては滞納がない旨記載されます。	⑦：地方税法（法律・政令・省令）への準拠・外部機関（eL-TAX等）への対応	税自動集金協会の「みほん」と記載が異なっている。					共有	意見の通り修正いたします。	(E席)：（意見なし） (K席)：（意見なし） (C席)：問題ありません。 (I席)：（意見なし） (B席)：左記のとおりで良い。 (J席)：（意見なし） (F席)：（意見なし） (H席)：問題ありません。 (D席)：問題ありません。 (A席)：問題ありません。 (地方税利用権限)：（意見なし） (デジタル庁)：（意見なし） (総務省統括アドバイザー)：（意見なし）	確認の通り修正する。
341	収納管理	帳票レイアウト	0140109	督促状兼納付書 (個人住民税・森林環境税) (注意はがき)		帳票ID	⑦：要件変更	⑧：新規意見	帳票ID01400109	帳票ID0140109		帳票IDに誤りがある。					共有	意見の通り修正いたします。	(E席)：（意見なし） (K席)：（意見なし） (C席)：問題ありません。 (I席)：（意見なし） (B席)：左記のとおりで良い。 (J席)：（意見なし） (F席)：（意見なし） (H席)：問題ありません。 (D席)：問題ありません。 (A席)：問題ありません。 (地方税利用権限)：（意見なし） (デジタル庁)：（意見なし） (総務省統括アドバイザー)：（意見なし）	確認の通り修正する。
342	収納管理	帳票レイアウト	0140109	督促状兼納付書 (個人住民税・森林環境税) (注意はがき)	10	バーコード使用 期限	⑦：要件変更	⑧：新規意見	【バーコード使用期限の見出し】 コンビニバーコード使用期限	【バーコード使用期限の見出し】 バーコード使用期限		CIS等という見出しを使用するのであれば、バーコード使用期限と改めるべき。 また、専用紙の表記に合わせるべき。					意見照会	【確認】 注意はがきの督促状兼納付書について、専用紙の表記に合わせるため、意見のとり、「コンビニバーコード使用期限」という記載を「バーコード使用期限」に修正して問題ないでしょうか。 集金システムにおいてコンビニバーコード使用期限の項目を定めていることについて確認をお願いします。 (総務省統括アドバイザー)：（意見なし）	確認のとおり修正する。 なお、デジタル庁からの意見については、デジタル庁の認識のため、本修正は帳票レイアウトにおける帳票固有の表記を解消するものであるため、機能要件、基本データなどは変更しない方向とする。	
347	収納管理	帳票レイアウト	140134	継続検査用納税 証明書（汎用紙）		有効期限	⑦：要件追加	⑧：新規意見	有効期限について要件の考え方・理由なし	説明書の有効期限については、平成22年3月30日付総務省第17号通知の通り、説明書の交付後、最初に到来する納期日の前日とする。ただし、口座振替での納付は、納期日に引き落とされた後、納付確認及び説明書の発行に数日を要することから、有効期限を延長する方が団体もあることを鑑み、地方団体の運用に応じた設定を可能とする。	※：住民サービス向上	140133 継続検査用納税証明書（注意ハガキ）について、有効期限に関する記載があり、汎用紙について同様の証明であるはずだが、当該記載がないため、漏記を希望する。	令和5年度から開始された納税確認の電子化が実施し、継続検査用納税証明書（注意ハガキ）の一括送付を取りやめる自治体も出てきている。 個別に継続検査用納税証明書を取得に実行された場合、汎用紙の証明書が発行しており、注意ハガキと同様の理由で有効期限について延長も可能な運用とする必要がある。	⑦：実行システムでパッケージ標準で実装している帳票	反映する	修正	共有	継続検査用納税証明書（注意ハガキ）について、要件の考え方・理由に有効期限に関する記載がある一方で、継続検査用納税証明書（注意ハガキ）利用の要件の考え方・理由に照らして記載が漏れていることから、意見のとり修正いたします。	(E席)：（意見なし） (K席)：（意見なし） (C席)：問題ありません。 (I席)：（意見なし） (B席)：左記のとおりで良い。 (J席)：（意見なし） (F席)：（意見なし） (H席)：問題ありません。 (D席)：問題ありません。 (A席)：問題ありません。 (地方税利用権限)：（意見なし） (デジタル庁)：（意見なし） (総務省統括アドバイザー)：（意見なし）	確認の通り修正する。
358	収納管理	帳票要件	0140143	決算繰越期延長			⑦：要件変更	⑧：新規意見	決算の調定額、収入額、欠損額、執行停止中の額、過払納税、還付額、還付未決額等（税分率による内訳含む）、納期内納付（税目別・件数・金額）等の集計表。 歳入/歳出の区分けがなされていること。 都道府県民税・区市町村民税合算及び内訳の数字で帳票を出力できること。 決算に関わるバッチ処理を行った際に自動で帳票が集計されること。	決算の調定額、収入額、欠損額、執行停止中の額、過払納税、還付額、還付未決額等（税分率による内訳含む）、納期内納付（税目別・件数・金額）等の集計表。 歳入/歳出の区分けがなされていること。 都道府県民税・市区町村民税・森林環境税合算及び内訳の数字で帳票を出力できること。なお、収納額については税分率を用いた金額を出力できること。 決算に関わるバッチ処理を行った際に自動で帳票が集計されること。	⑦：地方税法（法律・政令・省令）への準拠・外部機関（eL-TAX等）への対応	税務システム標準仕様の対象分野に「個人住民税（森林環境税を含む）」と記載があるため、都道府県民税・市区町村民税・森林環境税の合算額及びその内訳は必要だと思われる。	令和5年度から開始された納税確認の電子化が実施し、継続検査用納税証明書（注意ハガキ）の一括送付を取りやめる自治体も出てきている。 個別に継続検査用納税証明書を取得に実行された場合、汎用紙の証明書が発行しており、注意ハガキと同様の理由で有効期限について延長も可能な運用とする必要がある。	⑦：実行システムでカスタマイズを実施している帳票	反映する	修正	意見照会	【確認】 意見の通り修正いたしますが、よろしかったでしょうか。 一方で、「なお、」以降の要件については、機能ID：0140458で実現できるため、漏記は予定してありません。 (総務省統括アドバイザー)：（意見なし）	一部のヘンダの「なお、」以降の要件が追加されないのでは問題なくあるが、「なお、」以降の要件は追加しない予定だったので、問題ないと思われる。 また、デジタル庁からの意見について、交付後の金納付シートに必ず記載しているわけではないが、従来でに基づき計算後の結果を決算繰越期延長として出力できれば要件は満たすと考えられるため、データ項目管理に関するヘンダの漏記は不要である。	

④仕様書改定案（その他）のご意見

No	資料名 (選択肢から選択)	項番/ 章番号	項目名	意見の分類 (選択肢から選択)	新規意見区分 (選択肢から選択)	該当箇所	ご意見	対応方針					検討結果
								大分類 (反映する、反映しない、要検討)	要件修正方針 (追加、修正、削除、変更なし、要検討)	構成員確認（WT） 可否 (共有、意見照会、不要)	詳細	回答集約（地方団体構成員）	
7	その他	-	-	②：変更	①：新規意見	「2_業務フロー_014収納管理」業務フロー10.1 軽JNKSとの連携	「仕様書4.0版（案）」では、「2_業務フロー_014収納管理 / 業務フロー10.1 軽JNKSとの連携」が新たに追加されているものの、業務名が「納付書情報のアップロード」と表記されており、「納付情報のアップロード」（※）の誤りと思われる。 ※ 車両番号や納税証明書の発行可否を連携するものであり、納付書の発行情報等を連携するものではない。（対応する収納管理機能要件ID：0140387～0140389）	反映する	修正	共有	意見の通り、「納付情報のアップロード」に修正いたします。	(E市)：〈意見なし〉 (K市)：〈意見なし〉 (C市)：問題ありません。 (I市)：〈意見なし〉 (B市)：左記のとおりで良い。 (J市)：〈意見なし〉 (F市)：〈意見なし〉 (H市)：〈意見なし〉 (D市)：問題ありません。 (A市)：問題ありません (地方税共同機構)：軽JNKSのマニュアルでは、各団体がアップロードする情報は「納税情報ファイル」ですので、「納税情報のアップロード」に修正をお願いします。 (デジタル庁)：〈意見なし〉 (総務省統括アドバイザー)：〈意見なし〉	確認の通り修正する。
9	その他	2.2	【業務フロー】消込処理：速報取消データによる仮消込	④：表現の見直し	①：新規意見	マルチ・ペイメント・ネットワークの速報取消データ	マルチ・ペイメント・ネットワークからは速報取消データは到来しない認識です。	要検討	要検討	意見照会	【確認】 意見のとおりマルチ・ペイメント・ネットワークからは速報取消データは到来しないため、参考資料①のとおり修正してもよろしいでしょうか。	(E市)：問題ありません。 (K市)：問題ありません。 (C市)：問題ありません。 (I市)：承知しました。 (B市)：左記のとおりで良い。 (J市)：〈意見なし〉 (F市)：〈意見なし〉 (H市)：〈意見なし〉 (D市)：問題ありません。 (A市)：問題ありません (地方税共同機構)：意見ありません。 (デジタル庁)：異論ございません。 (総務省統括アドバイザー)：〈意見なし〉	確認の通り修正する。